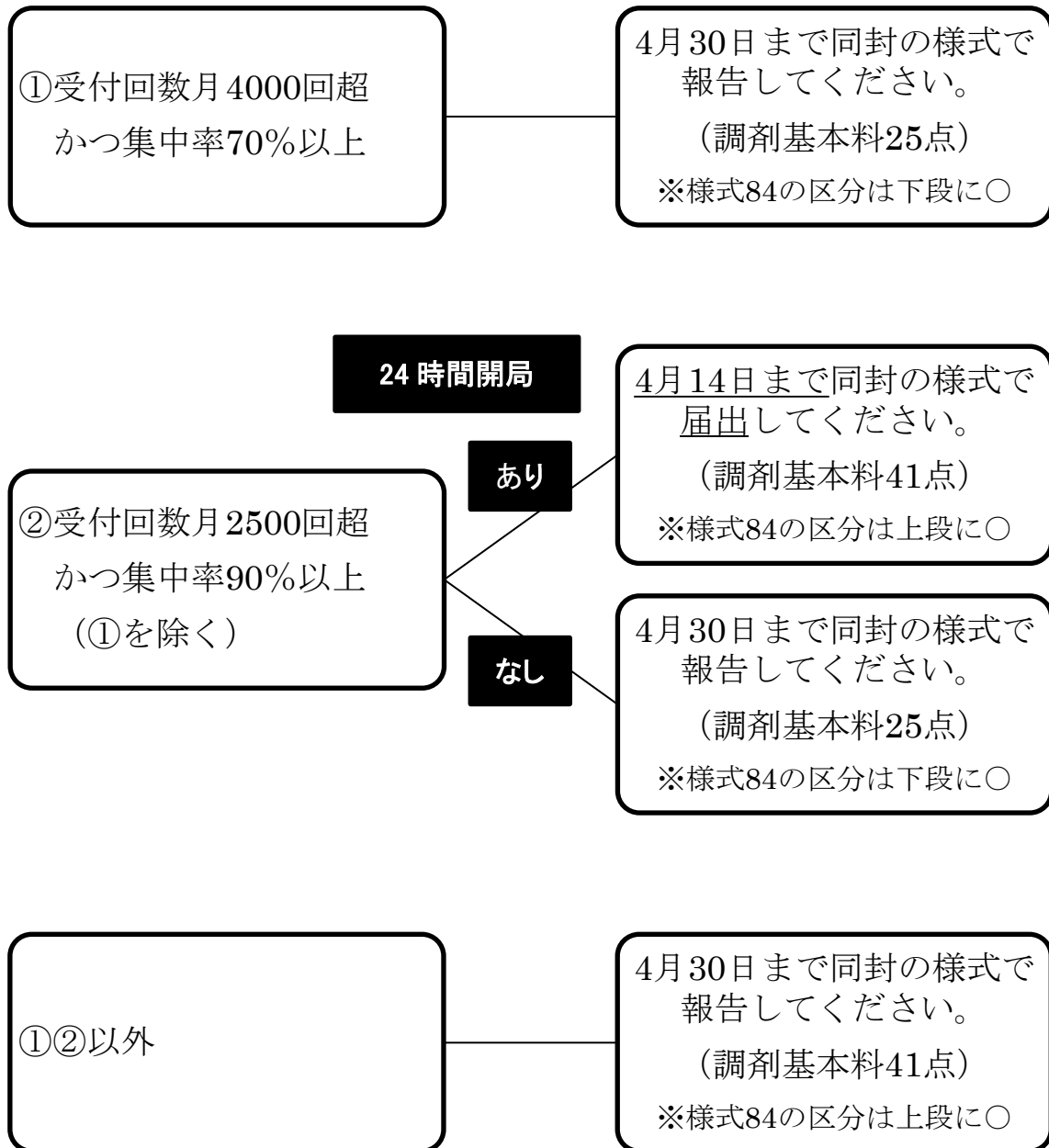


調剤基本料に係る届出イメージ



(注1) 受付回数及び集中度の期間については、平成26年3月5日付保医発0305第3号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)」区分番号00を確認下さい。

(注2) 「前年12月1日以降に新規に保険薬局の指定された薬局については、指定の日の属する月の翌月を起算月とし、4ヶ月目の月に報告することで差し支えない。」とされておりますので、平成25年12月1日以降に新規に指定を受けた保険薬局は、当該届出については、提出時期が異なることとなりますので、ご留意ください。

例：平成25年12月中の新規指定保険薬局→平成26年4月中報告

例：平成26年1月中の新規指定保険薬局→平成26年5月中報告

(注3) 上記により報告した内容と異なる取扱いとなった場合には、処方せんの受付回数及び特定の保険医療機関に係る処方せんによる調剤の割合の取扱いに基づく調剤基本料の適用開始までの間に変更の報告を行うこととなりますのでご留意下さい。

例：平成27年4月からの調剤基本料が従前と異なる場合→平成27年3月中報告